

事務連絡
令和3年6月18日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び
職域接種における支援策について

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、接種費用の時間外・休日加算の他、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための支援等を行っておりますが、10月から11月にかけて希望する全ての国民への接種を終えることができるよう、7月末までとしているこれらの措置を、当面の間、継続することとしました。

また、職域接種については6月21日から開始することを可能としておりますが、中小企業や大学等が実施する場合については、接種費用とは別に、会場設置等に要する経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により実費補助することとしましたので、お知らせいたします（詳細別紙）。

今後、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」等の改正を行う予定ですが、御了知いただくとともに、関係部署と連携の上、関係団体等への周知をお願いいたします。

1. 新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策等の継続

(1) 接種費用の時間外・休日加算

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金による、時間外(730円)、休日(2,130円)に接種した場合の加算措置について、当面の間継続する。具体的な終期については、別途お知らせする予定。

(2) 個別接種促進のための追加支援策

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における「個別接種促進のための支援」)による診療所及び病院に対する支援策について、当面の間継続する。具体的な取扱いについては以下のとおり。

①「診療所」における接種回数の底上げ

・ 週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円については、「7月末まで」を「7月末まで、8・9月、10・11月」とし、それぞれの期間において、4週間の算定を行う。週150回以上の場合も同様とする。

②接種施設の増加

診療所及び病院が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付する措置を当面の間継続する。(実施対象期間は、①③と同様の期間とする。)

③「病院」における接種体制の強化

・ 病院が、特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末までに4週間以上ある場合に所定の支援単価による所要額を病院に追加交付については、「7月末まで」を「7月末まで、8・9月、10・11月」とし、それぞれの期間において、4週間の算定を行う。

なお、記載されていない事項については、特に変更はないものとして取り扱う。

2. 職域接種における支援策について

(1) 支援の対象となる職域接種

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するもの

- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

(2) 支援策

都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費と同等の経費を対象として、1,000円×接種回数を上限に実費補助

※具体的な内容については、別途お知らせする予定